

豊川市監査公表第14号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和4年4月5日

豊川市監査委員	武	田	久	計
同	鈴	木	篤	男
同	浦	野	隼	次

【別紙】

定例監査の結果に基づく措置通知書

(教育委員会学校教育課)

監査実施期間 令和3年 9月17日から  
令和3年11月 5日まで

豊川市監査公表第7号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 豊川市小中学校教員国内研修派遣事業補助金交付要綱について、補助金額の特定が曖昧な規定となっている。補助金等交付要綱は、公金の支出基準を定めるものであり、給付事務を公平かつ適正に行うためには、要綱の内容をできる限り明確で具体的なものとする事が求められる。このことから、平成26年10月9日付、総務部行政課長通知「補助金交付要綱の見直しに当たっての留意事項について」を参考に、要綱の見直しを検討されたい。</p>	<p>(検討事項)</p> <p>1 豊川市小中学校教員国内研修派遣事業補助金交付要綱について、補助金額が明確となるように見直し、令和4年4月1日付けで施行します。</p>

(注) 上記の措置状況は、令和4年3月31日現在のものである。